

## 特定非営利活動法人見附市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人見附市スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第5条第8号に基づき、見附市のスポーツ振興に特に功績顕著な者をたたえ、表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象者は、次条に定める種類により定められた基準に該当する個人又は団体とする。

2 競技成績特別賞及び競技成績優秀賞は、見附市内に在住する者又は見附市内の競技団体に所属する者を対象とする。ただし、学生については、現住所が市外であっても、その保護者が市内に在住する場合は対象とする。

3 表彰の対象となる功績は、この規程による表彰の日の属する年の前年11月1日から当年10月31日までの間にあげられた功績とする。ただし、理事会が認めた場合はこの限りでない。

(表彰の種類)

第3条 本会の表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) 優秀指導者特別賞
- (3) 優秀指導者賞
- (4) 競技成績特別賞
- (5) 競技成績優秀賞
- (6) スポーツ奨励賞
- (7) 感謝状

(スポーツ功労賞)

第4条 スポーツ功労賞は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会加盟団体で、20年以上同一種目において会長・事務局長等として本市のスポーツ振興に貢献した者（おおむね60歳以上とする。）

- (2) 本会の役員として10年以上在職し、本会発展に功労のあった者
- (3) 小学生・中学生・高校生の育成に20年以上務め本会の育成事業に貢献した者
- (4) 前各号に定めるもののほか、特別な功労があると理事会で承認された者

(優秀指導者特別賞)

第5条 優秀指導者特別賞は、全国大会以上の大会に出場し、競技成績特別賞に該当する者を指導育成し功労のあった者とする。

(優秀指導者賞)

第6条 優秀指導者賞は、全国大会以上の大会に出場し、競技成績優秀賞に該当する者を指導育成し功労のあった者とする。

(競技成績特別賞)

第7条 競技成績特別賞は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本代表としてオリンピック、世界選手権等の国際大会に出場した者
- (2) 新潟県の予選会、選考会によって選出され、新潟県代表として日本選手権等の全国大会に出場し、優勝した者
- (3) 公認の新記録又はタイ記録（世界、日本、ジュニア）を樹立した者

(競技成績優秀賞)

第8条 競技成績優秀賞は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新潟県の予選会、選考会によって選出され、新潟県代表として日本選手権等の全国大会に出場した者
- (2) 新潟県代表として北信越大会等のブロック大会に出場し、入賞に値する成績を収めた者
- (3) 見附市代表として新潟県大会に出場し、優勝した者
- (4) 公認の新記録又はタイ記録（新潟県）を樹立した者

(スポーツ奨励賞)

第9条 スポーツ奨励賞は、第7条に規定する成績に達しない者の中から1加盟団体1組に限り、本年度最も上位の成績を収めた者又は最も活躍したと認められる者とする。

(感謝状)

第 10 条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会賛助会員として 5 年以上にわたって会員資格を有し、本会の発展及び活動に寄与した者。

この場合において、感謝状の贈呈は 5 年の単位とする。

- (2) 特に本会の発展のために尽力したと認められる者

(表彰の方法)

第 11 条 表彰の方法は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状及び記念品を授与する。

- (2) 感謝状及び記念品を贈呈する。

(表彰受賞者の選考及び決定)

第 12 条 本会加盟団体、本会事務局、所属学校長等は、第 2 条に該当する者を別に定める様式に

従い、指定の期日までに本会会長あてに申請するものとする。

- 2 本会会長は、申請されたものについて理事会の承認を得て決定するものとする。

(その他)

第 13 条 この規程に定めのない事項に関しては、理事会において定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 見附市体育協会表彰規程（昭和 48 年 4 月 1 日制定）を廃止する。

見附市体育協会表彰規程内規（昭和 48 年 4 月 1 日制定）を廃止する。

附 則（平成 2 年 5 月 10 日）

この規程は、平成 2 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 7 日）

この規程は、平成 5 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 11 日）

この規程は、平成 10 年 9 月 11 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 4 日）

この規程は、平成 19 年 10 月 4 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 25 日）

この規程は、平成 21 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 3 日）

この規程は、平成 24 年 12 月 3 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 9 日）

この規程は、平成 30 年 11 月 9 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。